

1 委託業務名

情報を活用した福岡県への移住促進業務

2 目的

本事業は、県が有する「ふくおかよかこ移住相談センター」(以下、「移住相談センター」という。)における相談情報や、移住・定住ポータルサイトのアクセスデータ等の移住関連データと受託業者が持つデータ等を統合・分析し、移住者の動向や移住検討者の潜在的なニーズ、行動特性を把握することで、主に人口減少地域への移住促進に向けた施策につなげることを目的として、本県の移住・定住促進にかかる課題を洗い出し、効果的な情報収集及び関連施策についての助言・提案を受け、本県の移住関連施策の質の向上を図る。

また、分析結果に基づき、移住・定住ポータルサイトへの誘導や移住関連イベントへの参加、移住相談センターへの相談といった具体的なアクションを誘発するため、ターゲットの属性に応じた効果的な広報媒体の選定や行動経済学(ナッジ理論)を取り入れた視覚的・心理的訴求力の高いWEB 広告及び動画制作・配信を行うこととする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) データの分析

県が有する移住・定住施策に関する情報と受託者が有する情報を統合し、移住者の動向及び必要な施策について分析すること。

(2) (1)を活用したWEB 広告、動画制作・配信

- ① (1)で分析した結果をもとに、移住検討者等のターゲットに向けて、本県の移住施策や生活環境などの魅力をPR するため、効果的な媒体とターゲットの目を引くデザインを使用し、WEB 広告(検索連動型広告、SNS 広告等)を実施すること。広告は、ポータルサイトに誘導するものとし、効果の可視化・分析まで行うこと。
- ② (1)で分析した移住検討者等のターゲットのニーズに合った縦型ショート動画を4本制作し、ポータルサイト内に実装すること。また、動画視聴によるポータルサイト訪問者の分析を行うこと。
- ③ 県が主催・出展するイベント等に関する広報を実施し、広報媒体を通じた申込・参加の有無等の効果の分析を行うこと。
- ④ ①～③の実施にあたっては、専門家・有識者の意見を聴取しながら「ナッジ理論」を活用し、効果の向上を図ること。

(3)効果の検証

(2)を実施した効果を検証し、報告すること。

(4) (1)～(3)の結果を踏まえて、県が収集する情報の種類や内容、収集方法や分析結果を活かした効果的な移住関連施策についての助言・提案

(1)～(3)の結果を踏まえて、本県の移住・定住促進にかかる課題を洗い出し、効果的な情報収集及び関連施策についての助言・提案を行うこと。

5 動画制作上の留意点

(1)撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の手続き(撮影、編集はもとより、納品後の二次利用や公の会場での放映にあたり、新たな費用を発生させないよう事前処理を含む)を行うこと。

(2)契約期間終了後も複数年、動画を使用できるように、必要な措置を行うこと。

(3)撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う際、県による複数回の内容確認及び修正等の校正期間を十分に確保すること。

(4)委託料には、出演者の謝礼・交通費の他、必要とする資材や機材の運搬、会場使用料等など業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。

(5)動画の種類は、アニメーション、実写のいずれでも構わないが、登場人物や内容などをできるだけ具体的に提案すること。

(6)必ず、ジェンダーバランスに配慮すること。

6 個人情報の取扱い

(1)業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

(2)業務上知り得た個人情報は、個人情報保護法に係る法令等に準拠し、適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。

(3)事業の実施に関わる職員等が業務上知り得た情報を漏らさないよう、厳しく周知徹底を図る等の対策を講じること。

7 成果物

(1)成果物

- ・ 業務内容をまとめた報告書
- ・ 制作した分析データ、動画の最終版を保存したDVD、USBメモリ等の記憶メディア

(2)提出場所

福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地方創生推進班

(3)提出方法

電子データ

8 分析データ及び動画の用途

県において、以下の用途で使用するものとする。

(1)分析データ

- ・移住相談センターや市町村移住・定住担当課、その他の団体への共有
- ・県が実施又は参加する会議等での使用

(2)動画・広告素材

- ・県が管理する SNS(Instagram、TikTok)や YouTube への掲載
- ・福岡県移住・定住ポータルサイトへの掲載
- ・県が実施又は参加する会議、イベントなどでの放映
- ・その他、県が必要と認めた場所での放映又は配信

9 業務実施上の留意事項

- (1)受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (2)本県が提供する情報は、本県の承諾なしに第三者に開示しないこと。
- (3)本事業により作成された成果品に係るすべての著作権は、福岡県に帰属するものとし、二次利用及び公の会場での利用を妨げないものとする。また、受託者は成果品に関する著作者人格権及びその他一切の権利を行使しないものとする。
- (4)映像・音楽等の著作権、肖像権等の権利関係の処理を済ませた上で、成果品を納入すること。成果品について、著作権等にかかわる問題が第三者との間で生じた場合は、すべて受託者の責任において処理・解決するとともに、福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5)アフターフォローとして、映像の内容に対し必要に応じて多少の修正を求めた場合、これに対応すること。
- (6)業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (7)本業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で随時提案すること。
- (8)受託者は契約後、速やかに事業終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (9)企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (10)事業の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する事業責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (11)受託者は事業実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (12)委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、事業完了年度の終了後から起算して5年間保管すること。
- (13)県が実施する調査等に協力すること。

- (14)仕様書に明示のない事項、又は事業上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ事業を進めるものとする。
- (15)本事業の実施にあたっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成28年1月29日福岡県訓令第1号)」に定めるところにより、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
- (16)本事業の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県と協議の上、処理すること。